

アーカイブ Data Report NO. 35

（2020年8月31日）

〒500-8813 岐阜県岐阜市明德町10番地 杉山ビル5F
E-mail: shikaku@npo-nak.com URL: https://npo-nak.com

保管・収集・流通・利活用における選定評価（項目）の見直し

～社会的背景（社会と知の関係）の検討～

眞喜志 悦子，加治工 尚子，加藤 真由美（岐阜女子大学）

又吉 斎（沖縄女子短期大学）

資料の保管・収集・流通・利活用にあたって、著作権・プライバシー権・所有権・慣習・利益等から発生する権利問題に対応するためには、「文化の理解」「法と倫理」「情報活用」とその社会的な背景を基礎とした選定評価項目の検討が必要である。ここでは、デジタルアーカイブの構築が進められてきた2010年当時の選定評価項目をまとめた。今後はこれをさらに検討し、これからの社会の状況に適した選定評価項目を示す必要がある。

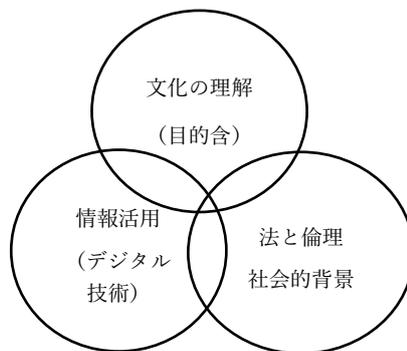
1. 初期の選定評価項目について

資料の保管・収集・流通・利活用にあたって、著作権・プライバシー権・所有権・慣習・利益等から発生する権利問題に慎重な対応が必要である。日本では2000年代前半から、書籍、公文書や文化財等のデジタルアーカイブの構築が進められてきた。そのなかでデジタルアーカイブの構築とその利活用を促進するため「知的財産推進計画 2005」において知的創造サイクル等総合的な取組の推進計画が示された。

岐阜女子大学のようなデジタルアーキビスト養成機関では、学生が実習でデジタルアーカイブを構築する際に、法的な問題にとどまらず、たとえば地域資料の保管・収集やそれらを活用した教材作り等で、いろいろな点で注意すべき事項が多く選定評価項目を示す必要があった。

さらに2011年頃には、沖縄での戦中・戦後の戦争体験についてのオーラルヒストリー、2000年頃には岐阜県での飛騨の民話や和田家当主のオーラルヒストリーなどのデジタルアーカイブ化が始まりだし、撮影時の素材の選定、保管での選定、さらに流通利用での選定においても多様な問題が出てきた。

そこで、2010年頃の選定評価項目については、当初の基本的なデジタルアーカイブの教育の観点と同様に、「文化の理解」「法と倫理」「情報活用」とその社会的な背景を基礎に構成してきた。



当時の保管・流通・利活用・収集、選定するときの注意点としては、次のような選定評価項目を仮に次のように設定していた。

(1) 保管・流通・利活用の目的

管理・流通・利活用等の開発目的に対応した資料であるかどうかの判断

(2) 文化的な内容の適否

文化的な評価は人によっても違いがあり、数名の関係者で打ち合わせ、その適否の枠組みを作った。ただ地域・宗教・政治等で文化的な評価の違いもあり、注意が必要である。

(3) 慣習・権利（著作権、プライバシー権、所有権）、利益

これらは法的な問題が多く、また時代とともに変わっているため、関係法令に注意すべきである。また慣習は、撮影記録当時の人々（地域の方々など）の情意的な面も含めて注意深く対応する必要がある。また、差別用語の問題も今後の課題であった。

(4) 社会的な背景

地域社会の広い地域、狭い地域でも「ものごと」の社会的背景に違いがあり、また歴史的な背景にも注意すべきである。

(5) 利用者の状況

開発目的はその背景に利用状況があり、利用者に適した資料の収集・保管・流通が必要になる。

(6) 利用環境（提示・活用の状況）

利用する機器、場所、接続環境等による Item の選定をする。しかし長期保存する場合は、将来の利用環境の進展があり、現在の利用環境に関係なく、収集・保管する。

(7) 保管の安全上の課題

国内外の政治的社会的な背景状況によって利活用、さらに保管の適否を判断する必要がある（決して保管・流通が自由な社会しかない）。

2. 最近の社会の状況に対応した選定評価項目の再検討～社会と知の関係

デジタルアーカイブの保管流通が総合ポータル、ハブ等を通じて次のように変化しつつある。

- ①世界への流通と利活用の発展による各種の問題
- ②社会的には隠ぺいの問題
- ③情報統制、知識管理の問題（例：「人々のために」「国の安全のために」などの名目での管理）
- ④情報化の発展（新しい処理技術の発展による人権問題）

とくに、③の情報統制、知識管理の問題は、デジタルアーカイブの発展に今後大きく影響してくると考えられ、これらに対応できる選定評価項目の検討や、長期保管による次の世代への継承を正しく行うための方法、社会と知の関係の検討を進める時期に来ていると思われる。

参考資料

「我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性」平成 29 年 4 月 デジタルアーカイブの連携に関する 関係省庁等連絡会・実務者協議会（事務局：内閣府知的財産戦略推進事務局）